

岩手県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、岩手県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、岩手県における後期高齢者医療制度の運営主体となる県内全ての市町村が加入する岩手県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立するための所要の検討、調整を行うことを目的とする。

(構成及び組織)

第3条 本会は、岩手県内の市町村、岩手県及び岩手県市長会、岩手県町村会、岩手県国民健康保険団体連合会（以下「関係団体」という。）をもって構成し、本会に委員会、幹事会を設ける。

(委員会)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委 員 4名
- (4) 監 事 2名

2 会長は、委員の互選によって選任する。

3 副会長及び監事は、会長が委員のうちから指名する。

4 委員は、別表1のとおりとする。

5 役員任期は、平成18年9月1日から広域連合への移行が完了する日までとする。

ただし、異動等により役員に変更があった場合は、その後任者の任期は、残りの期間とする。

6 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

7 委員会は、本会の重要事項について審議決定する。

(役員職務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、市町村、県、関係団体の職員をもって組織する。

2 幹事会の構成は、別表2のとおりとする。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

4 幹事長及び副幹事長は、会長が指名する。

5 幹事会は、会長の求めに応じて幹事長が招集し、会議を主宰する。

6 幹事会の議事、その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、岩手県自治会館内に置く。
- 3 事務局は、市町村職員及び岩手県国民健康保険団体連合会職員等をもって組織する。
- 4 会長は、前項の職員の中から事務局長を定めなければならない。
- 5 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を掌理する。
- 6 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(部会)

第8条 広域連合設立準備等に係る所要の検討、調整を行うため、事務局に必要な部会を置くことができる。

- 2 部会の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(会計)

第9条 本会の運営に必要な経費は、国等の助成金、市町村の分担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計は年度処理とし、岩手県会計規則等に準じて行う。

(解散等)

第10条 本会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年9月1日から施行する。

別表1 広域連合設立準備委員会委員の構成

区 分	構 成	備 考
市町村	市町村長	市2名、町村2名 ※市長会、町村会の推薦による
岩手県市長会	会長	
岩手県町村会	会長	
岩手県	保健福祉部長	
岩手県国民健康保険団体連合会	専務理事	
その他会長が必要と認めたもの		

別表2 広域連合設立準備委員会幹事会委員の構成

区 分	構 成	備 考
市町村	市町村職員	市2名、町村2名 ※市長会、町村会の推薦による
岩手県市長会	事務局職員	
岩手県町村会	事務局職員	
岩手県	関係課職員	
岩手県国民健康保険団体連合会	事務局職員	
その他会長が必要と認めたもの		